二　当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参事等（各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官（内閣総理大臣又は国務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員を含む。）をいう。以下同じ。）となり、当該秘書参事等を退職し、引き続いて再び議員秘書となった者

三　当該議員秘書を退職し、引き続いて秘書参事等となり、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があった場合において秘書参事（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事をいう。）を退職し、当該任期が満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となった者

8　第四項から前項までの規定による給料を支給される議員秘書に関する秘書給与法第十四条第三項（秘書給与法第十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、秘書給与法第十四条第三項中「給料月額及びその給料月額」とあるのは、「給料月額と国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百八号）附則第四項から第七項までの規定による給料の額との合計額及びその合計額」とする。

（平成三十年三月三十一日までの間における給料月額の特例）

9　切替日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の秘書給与法附則第十三項の規定の適用については、同項中「その額に百分の二十を乗じて得た額」とあるのは、「一般職給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に在勤する一般職公務員の例により計算した地域手当の額に相当する額」とする。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第六条」に、「第六条・第七条」を「第七条・第八条」に、「第八条―第二十五条」を「第九条―第二十六条」に、「緊急調査及び土砂災害緊急情報（第二十六条―第二十九条）」を「避難に資する情報の提供等（第二十七条―第三十二条）」に、「第三十条―第三十二条」を「第三十三条―第三十七条」に、「第三十三条―第三十七条」を「第三十八条―第四十二条」に改める。

第一条中「重大な」を削る。

第二条中「おいて、」を「おいて」に、「いう。第二十六条第一項」を「いう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項」に、「河道閉塞（そく）」を「河道閉塞」に、「第六条第一項及び第二十六条第一項」を「第七条第一項及び第二十八条第一項」に改める。

第三条第二項第三号中「第六条第一項の土砂災害警戒区域及び第八条第一項の」を「第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による」に改め、同項第四号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第五号中「第二十六条第一項及び第二十七条第一項」を「第二十八条第一項及び第二十九条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

第四条第一項中「第六条第一項の土砂災害警戒区域及び第八条第一項の」を「第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による」に改め、同条第二項中「通知しなければ」を「通知するとともに、公表しなければ」に改める。

第五条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第七項から第十項までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十七条中「第十三条第一項、第十六条第三項又は第十九条」を「第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条」に改め、同条を第四十二条とし、第三十六条を第四十一条とする。

第三十五条中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十四条第一号中「第二十八条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十三条第一号中「第九条第一項又は第十六条第一項」を「第十条第一項又は第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条」を「第十九条」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三号中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第六章中第三十二条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（地方公共団体への援助）

第三十六条　国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

（権限の委任）

第三十七条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三十一条中「第二十五条第一項に規定する」を「第二十六条第一項の規定による」に改め、同条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とする。

第二十九条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、第五章中同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（避難のための立退きの指示等の解除に関する助言）

第三十二条　市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（土砂災害警戒情報の提供）

第二十七条　都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。